

## 第 2 回 澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 6 年 1 0 月 3 1 日 ( 日 ) 午後 2 時から  
場 所 伊香保町観光会館

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村

## 第2回澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成16年10月31日(日)午後2時から  
場 所 伊香保町観光会館

### 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項  
報告第4号 澁川地区市町村合併協議会委員の変更について・・・1  
報告第5号 新市名称候補選定小委員会報告・・・3  
報告第6号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」について・・・9  
報告第7号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関する事」について・・・11
- 4 協議事項  
議案第12号 協議項目2「合併の期日に関する事」について・・・13  
議案第13号 協議項目9「地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する事」に  
ついて・・・17  
議案第14号 協議項目16「一部事務組合等の取扱いに関する事」について・・・21  
議案第15号 協議項目24-22「その他事務事業の取扱い」について・・・23
- 5 その他  
(1) 新市建設計画の県知事協議について・・・25  
(2) 次回会議日程について・・・25
- 6 閉 会

報告第4号

渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年10月31日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会長 木暮治一

委員区分	(選出市町村名)	変更前氏名	変更後氏名	備考
3号委員 (議会議員)	伊香保町	松本好司	小池春雄	伊香保町議会議長
		塩野光弘	中澤広行	伊香保町議会選出議員
		新保悦司	塩野光弘	伊香保町議会選出議員
	子持村	山下重夫	埴田彦一郎	子持村議会議長
		埴田彦一郎	飯塚貴美夫	子持村議会選出議員
		後藤邦夫	石倉一夫	子持村議会選出議員

報告第5号

新市名称候補選定小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年10月31日提出

澁川地区市町村合併協議会  
会長 木暮治一

## 新市名称候補選定小委員会報告

澁川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、新市名称候補選定小委員会について、次のとおり報告する。

平成16年10月31日

新市名称候補選定小委員会  
委員長 新井 晟久

委員長及び副委員長の選任について

平成16年9月24日開催の第1回新市名称候補選定小委員会において、次のとおり委員長及び副委員長を選任した。

職名	氏名	所属市町村
委員長	新井 晟久	澁川市
副委員長	岩崎 幸代	赤城村

< 報告第 5 号参考資料 >

新市名称候補選定小委員会名簿

(H16.10.29現在)

職 名	氏 名	選出市町村名等
規約第 9 条 1 項第 2 号委員	桑 島 保 男	渋川市
	村 尾 隆 史	伊香保町
	野 村 哲 男	小野上村
	信 澤 明	子持村
	都 丸 芳 雄	赤城村
	塩 谷 勝 巳	北橘村
規約第 9 条 1 項第 3 号委員	新 井 晟 久	渋川市
	塩 野 光 弘	伊香保町
	中 沢 義 美	小野上村
	飯 塚 貴美夫	子持村
	岩 崎 幸 代	赤城村
	狩 野 義 雄	北橘村
規約第 9 条 1 項第 4 号委員	今 成 久 男	渋川市
	大 澤 歳 男	伊香保町
	小 野 こ と	小野上村
	小 澤 一 二	子持村
	池 田 洋 一	赤城村
	井 野 信一郎	北橘村
規約第 9 条 1 項第 5 号委員	戸 所 隆	共通学識経験者

協議項目7「地方税の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年10月31日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会長 木暮治一

【決定調整方針】

地方税の取扱いに関する事	
1	個人市民税
(1)	個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率(年額2,500円)を採用する。
(2)	個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。
(3)	個人市民税の納期は、 <u>地方税法の定めるところにより調整を図る。</u>
2	法人市民税
	法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。 ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。
3	固定資産税
(1)	税率については、伊香保町の例による。
(2)	納期については、 <u>地方税法の定めるところにより調整を図る。</u>
4	軽自動車税
(1)	税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橘村の例による。
(2)	納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橘村の例による。
5	たばこ税
	たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

## 6 入湯税

(1) 税率は、伊香保町の例による。

ただし、日帰り休憩（50円）を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。

(2) 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

## 7 鉦産税

鉦産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

## 8 都市計画税

(1) 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。

(2) 納期については、固定資産税の納期による。

### 【調整結果】

#### 1 個人市民税について

- ・地方税法の改正により、均等割額を年額3,000円とする。
- ・納期は、4期（6・8・10・12月）とする。

#### 2 固定資産税について

- ・納期は、4期（4・7・9・1月）とする。

#### 3 入湯税について

- ・日帰り休憩の入湯税（50円）についても全域で課税するものとする。

報告第7号

協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年10月31日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会長 木暮治一

【決定調整方針】

国民健康保険事業の取扱いに関する事	
1	国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3年以内に統一する。
2	課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。
3	納期については、 <u>合併時に統一する。</u>

【調整結果】

納期は、渋川市及び子持村の例により年8回とする。  
(7・8・9・10・11・12・1・2月)

議案第 1 2 号

協議項目 2 「合併の期日に関する事」について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 3 1 日提出

浜川地区市町村合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

合併の期日

合併の期日は、平成 1 8 年 2 月 2 0 日とする。



## 議案第 13 号

協議項目 9 「地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 31 日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

合併特例法第 5 条の 4 の規定に基づき、6 市町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村  
及び同郡北橋村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、合併前の渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

- |     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| (1) | 市渋川地区地域審議会  | 合併前の渋川市の区域      |
| (2) | 市伊香保地区地域審議会 | 合併前の北群馬郡伊香保町の区域 |
| (3) | 市小野上地区地域審議会 | 合併前の北群馬郡小野上村の区域 |
| (4) | 市子持地区地域審議会  | 合併前の北群馬郡子持村の区域  |
| (5) | 市赤城地区地域審議会  | 合併前の勢多郡赤城村の区域   |
| (6) | 市北橋地区地域審議会  | 合併前の勢多郡北橋村の区域   |

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関すること。
- (2) 新市建設計画の執行状況に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、それぞれ20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

( 会長及び副会長 )

第 7 条 審議会に会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 審議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度、開催するものとする。

3 同一の審議会に属する委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長はこれを招集しなければならない。

( 会議の運営 )

第 9 条 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく障害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、審議上必要があると認めるときは、当該審議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 10 条 審議会の庶務は、審議会ごとに、それぞれ対象区域に置く支所に置いて処理する。

2 各審議会の庶務の調整は、企画担当部署において処理する。

( 委任 )

第 11 条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

ただし、第 8 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 14 号

協議項目 16 「一部事務組合等の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 31 日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 一部事務組合等の取扱い

- 1 6 市町村のみで構成する一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。
- 2 その他の一部事務組合については、それを構成する市町村が、それぞれ合併の日の前日をもって当該組合（渋川地区広域市町村圏振興整備組合、群馬県六市自転車競走組合、烏帽子山植林町村組合、群馬県市町村総合事務組合、群馬県市町村会館管理組合及び渋川交通災害共済組合）から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 渋川市等公平委員会については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において渋川地区広域市町村圏振興整備組合と共同して公平委員会を設置する。
- 4 渋川地区介護認定審査会については、6 市町村が、合併の日の前日をもって当該審査会から脱退し、新市において合併の日に当該審査会に加入する。

議案第 15 号

協議項目24-22「その他事務事業の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 31 日提出

渋川地区市町村合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

その他事務事業の取扱い

- 1 指定金融機関は、群馬銀行とする。
- 2 指定代理金融機関は、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合及び赤城橘農業協同組合とする。
- 3 収納代理金融機関は、6 市町村において現在指定しているすべての金融機関とする。

## 5 その他

( 1 ) 新市建設計画の県知事協議について

( 2 ) 次回会議日程

日 時	平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日 ( 月 )	午後 2 時から
場 所	子持村公民館	